

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	医療費助成制度に関する事務 全項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	医療費助成制度に関する事務
②事務の内容 ※	医療費助成に関する事務は、神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年4月条例第13号)、神戸市こども医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例第6号)、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例第7号)、神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年3月条例第73号)に基づき、それぞれの条例に示す、年齢要件、所得要件及びその他の要件に該当する市民へ医療費の助成を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的とする事務である。 主な事務は以下の通り 1. 医療費助成資格認定及び内容変更事務、受給者証発行事務 2. 現金償還払い事務 3. 新年度所得判定による年次受給者証一括作成事務・資格喪失通知書一括作成事務 これらの事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	医療費助成システム								
②システムの機能	- 医療費助成資格認定及び内容変更機能、受給者証発行機能 ・住記参照機能、所得参照機能、他市町村への所得照会機能 ・医療費助成資格の新規認定、異動機能 ・窓口での受給者証発行機能 - 現金償還払い機能 ・受給者証不使用時の医療費助成金償還払い機能 ・高齢重度障害医療受給者に対する県外受診、差額支給等の定例払い機能 - 新年度所得判定による年次受給者証一括作成機能・資格喪失通知書一括作成機能 ・新年度の税情報を取得し、所得判定を行い、1年間有効の受給者証を一括作成する機能 ・所得制限超と判定された場合、資格喪失通知書を一括作成する機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[☒] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[☒] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[☒] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[☒] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[☒] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[☒] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム2～5

システム2

①システムの名称	統合宛名システム
	1. 統合宛名番号付番機能 ・統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。 2. 宛名情報管理機能

②システムの機能	・統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システムを利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。 3. 中間サーバー連携機能 ・中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 既存システム連携機能 ・既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (中間サーバーシステム)

システム3

①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと、団体内統合宛名システム及び庁内連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 ・暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4

①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
	各業務システム間での庁内情報移転のための情報連携システムである。 ※情報連携は各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。

②システムの機能	システム提供はできない仕組みとなっている。 1. 参照用住記データベース機能 ・各業務システムが参照する住記副本データベース機能。既存住基システムから3分毎に連携される住民異動情報により更新する。 2. 既存システム連携機能 ・中間サーバーへの連携情報について、各業務システムから統合宛名システムへ中継する機能。各業務システム間の情報連携を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (連携する全てのシステム(医療費助成システム、財務会計システム、福祉情報システム、国保システム、統合宛名システム))

システム5

①システムの名称	電子申請システム	
②システムの機能	1. 電子申請機能 インターネットから各種端末により、オンラインによる行政手続きの申請を行う機能 2. 申請書類作成機能 郵送等の電子以外の方法によって提出する申請書類を作成する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム6～10

システム6

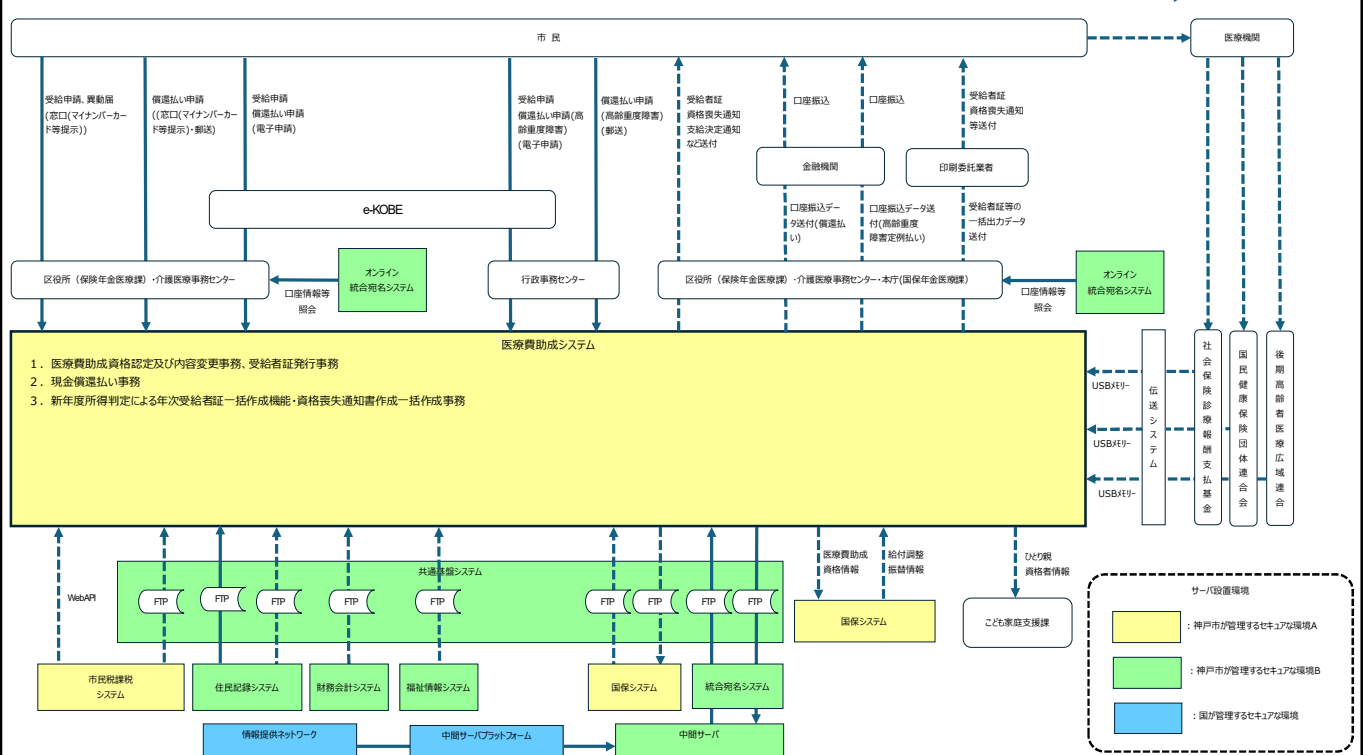
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)						
②システムの機能	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ①情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 本市区町村で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。※2026年度以降に「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に組織名称の変更を予定）の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ②情報連携機能（医療機関システム） ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者（利用者）がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。 ③情報連携機能（マイナポータル） ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。						
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 署名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 署名システム等	[] 税務システム
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム						
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム						
[] 署名システム等	[] 税務システム						

	☐ 〇 その他（医療費助成システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー）	
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
医療費助成制度関連情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	・医療費助成受給資格認定に関わり、個人を特定する必要がある。 ・医療費助成受給資格認定に必要な受給者本人、及びその家族等の所得調査対象者が市外在住者又は転入者の場合、神戸市市民税課にて所得情報を保持していない為、他市町村に所得情報を照会する必要がある。 ・その他、保険者情報や口座情報など医療費助成事務に必要な情報を把握する必要がある。	
②実現が期待されるメリット	・市民のマイナンバーカード提示により本人確認がより正確に行えるようになる。 ・所得証明書の提出が不要となることから、市民の手続き負担の軽減や費用負担の軽減に繋がる。 ・令和6年度に廃止される保険証について、廃止後も情報把握が可能となる。また、その他の情報についても、現行紙資料の提出を求めている資料も不要となることから、市民の手続き負担の軽減や費用負担の軽減に繋がる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第9条第2項 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法19条6号	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ 実施する ☐	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉局 国保年金医療課	
②所属長の役職名	国保年金医療課長	
8. 他の評価実施機関		
—		

(別添1) 事務の内容

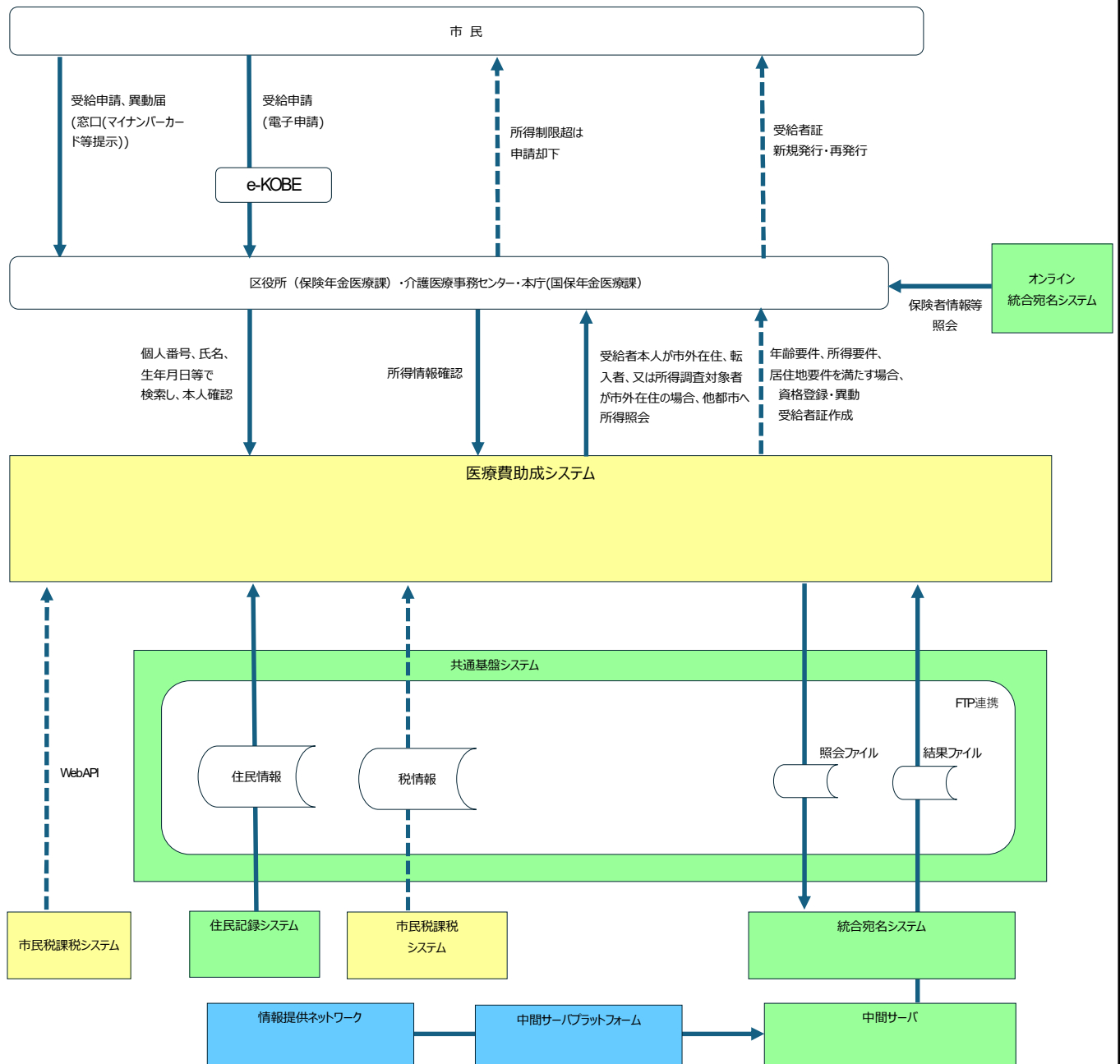
業務及びシステム全体図

 特定個人情報を含む
 特定個人情報を含まない



(別添1) 事務の内容

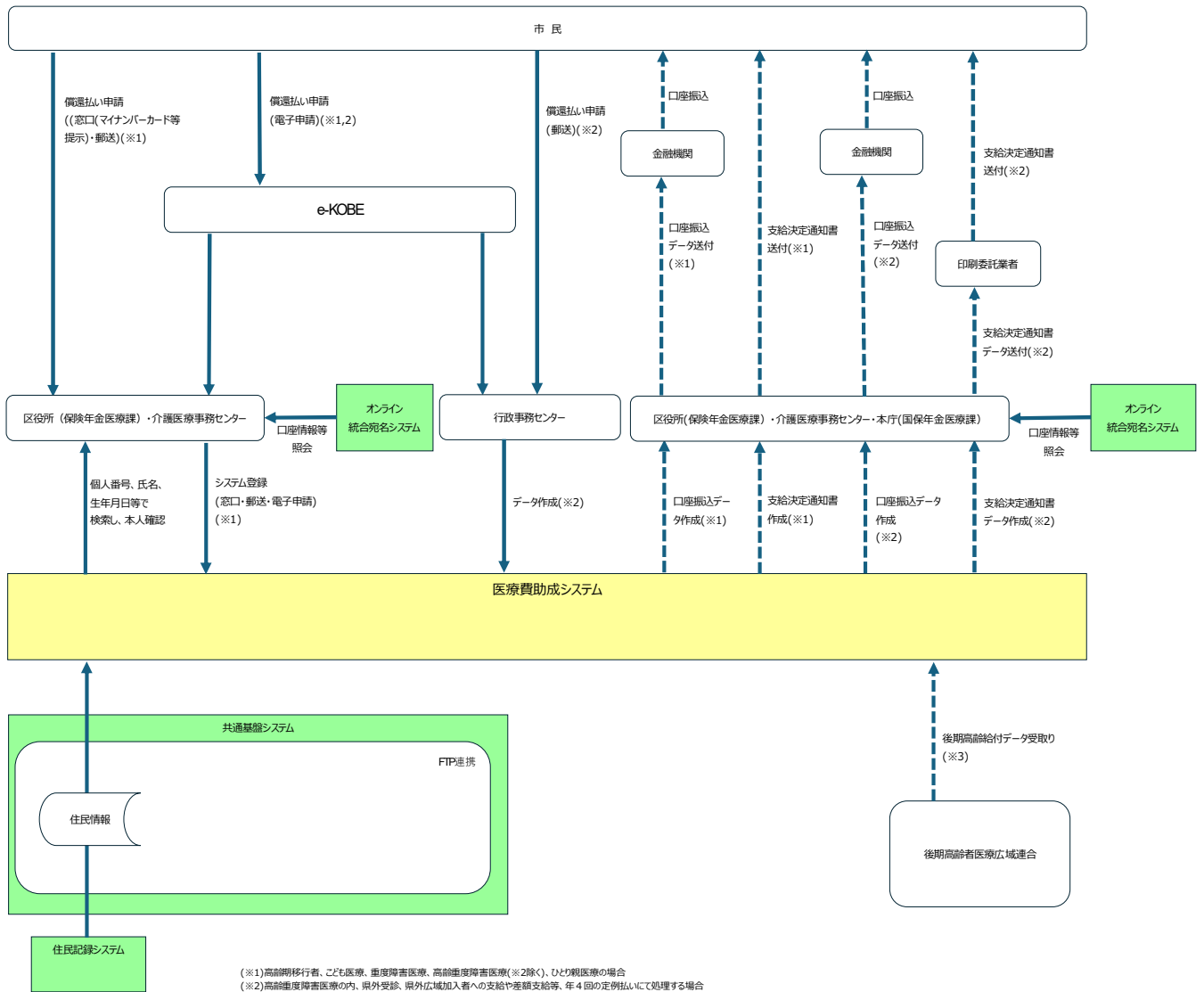
1. 医療費助成資格認定及び内容変更事務、受給者証発行事務



(備考)

(別添1) 事務の内容

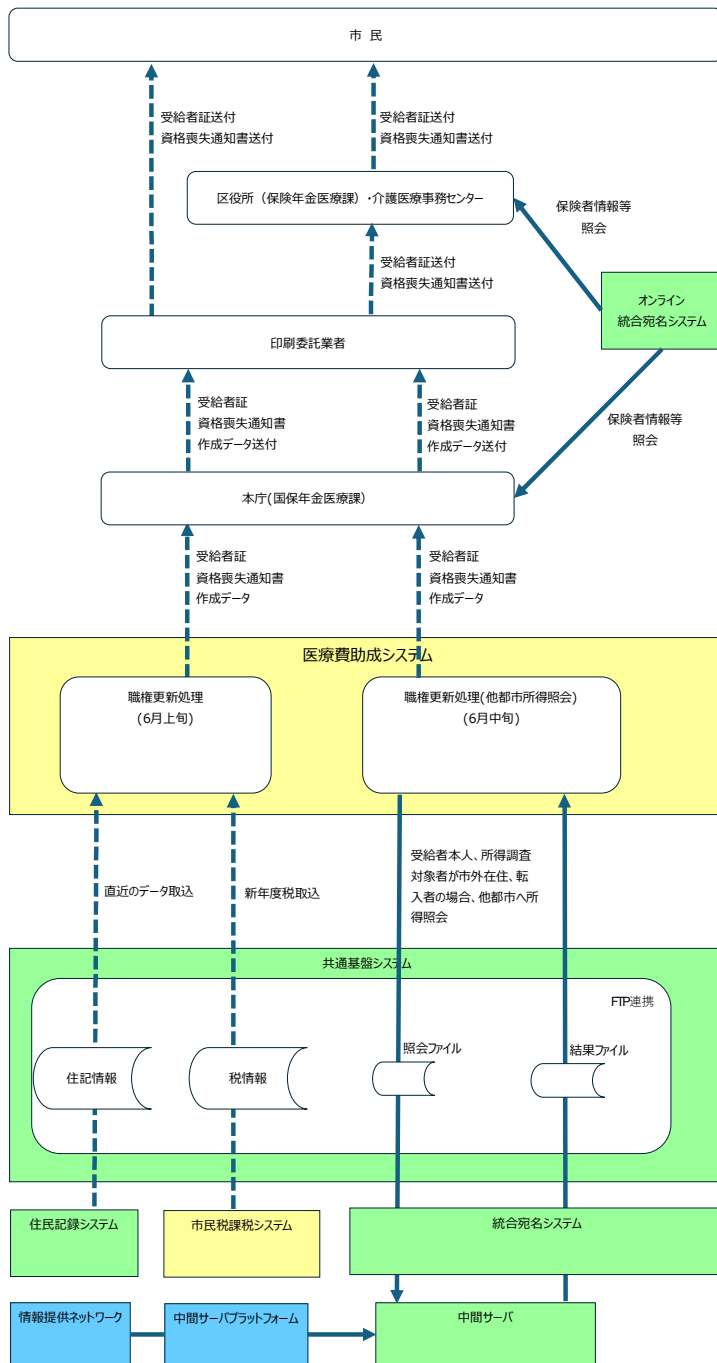
2. 現金償還払い事務



(備考)

(別添1) 事務の内容

3. 新年度所得判定による年次受給者証一括作成事務・資格喪失通知書一括作成事務

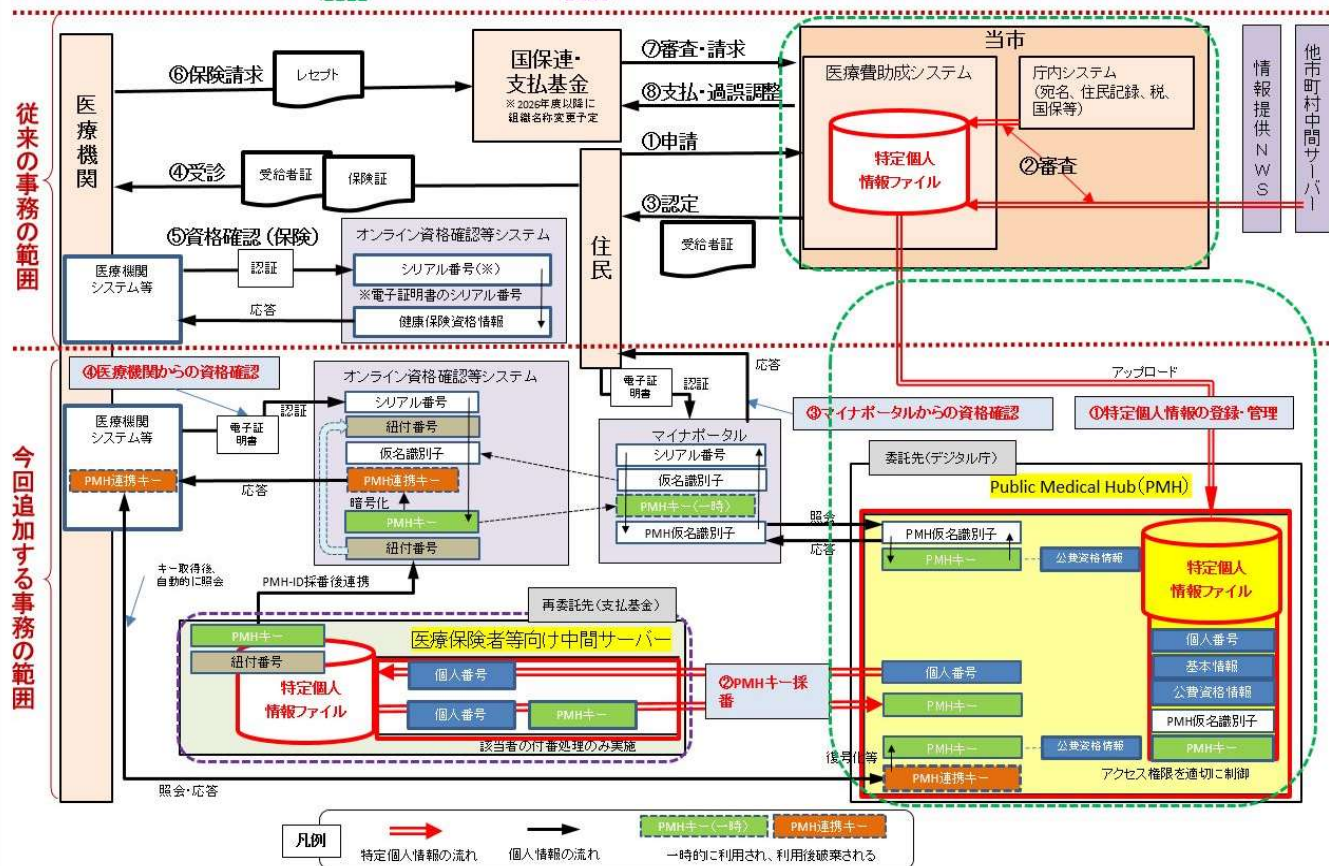


(備考)

(別添1) 事務の内容

公費医療費助成事務の概要 全体図

従来の事務では、①～③の流れで公費医療助成システムに情報が登録される(④～⑦は、医療機関や支払基金・国保連の事務)。⑤の資格確認は、マイナンバーカード(MNC)を利用して健康保険資格情報のみオンラインで確認が可能で、公費医療助成の資格は紙の受給者証で確認している。今回利便性の向上のため、MNCを利用した公費医療費助成の資格確認のオンライン化を事務の範囲に追加する。①～②の流れで、公費情報が連携され、保険証と同様に資格確認のオンライン化(③④)が実現できる。(部が評価対象の事務 部については社会診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するため評価対象外)



(備考)

①特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、本市市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費医療資格情報等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

②PMHキー採番

・PMHIは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してPMHIに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。

③マイナポータルからの資格確認

・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHIに連携する。（連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。）以降、マイナポータルからの資格確認が可能となる。

・住民がマイナポータル経由で、自身の公費医療資格情報を確認する。

④医療機関からの資格確認

・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMHキーを紐付けて、一時的に利用するためのPMH連携キーを暗号化して生成する。オンライン資格確認等システムは、PMHIにPMH連携キーで公費医療費助成の資格情報を照会し、照会元となる医療機関システム等に同資格情報を応答する。（PMH連携キーは都度作成され、利用後に削除される。）以降、医療機関システム等を利用して受診者が、マイナンバーカードで認証し、同意する都度、資格確認が可能となる。

・医療機関システム等（オンライン資格確認端末）を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで医療機関は、公費医療資格情報の確認（閲覧/取得）が可能となり、医療機関は、必要に応じて医療機関システム等（電子カルテ、電子レセプトなど）の医療機関システムに同資格情報の取込みを行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
医療費助成制度関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	受給者本人:神戸市内に住民登録をしている市民、住民登録はないが特例として受給資格が認められる者。 その内、以下の通り各医療費助成制度毎に年齢要件あり。 高齢期移行者:65歳～69歳、こども医療:0歳～高校生まで、重度障害医療・高齢重度障害医療:年齢要件なし、ひとり親医療:子は0歳～高校生まで(在学証明による特例あり)とその親。 所得調査対象者:扶養義務者等の所得要件に関わる所得調査対象者となる者(市内、市外在住と問わず)。
その必要性	市民のマイナンバーカード提示による個人の特定、住所氏名、生年月日の取得に必要。 所得調査対象者が市外在住者又は転入者の場合、他市町へ所得所得照会を行う為。 その他、保険者情報等が医療費助成事務に必要なため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ・公金受取口座情報、戸籍関係情報 ☐ その他 (<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務>) ・医療助成資格情報
	・個人番号、その他識別情報(内部番号):本人確認を正確に行うために必要。 ・5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所):対象者の特定及び受給者証等の送付先情報に必要。

	その妥当性	・連絡先(電話番号等)：受給者と連絡を取るために必要。 ・その他住民票関係情報：対象者の世帯情報の把握等に必要。 ・地方税関係情報：資格要件に 所得制限がある為、必要。 ・医療保険関係情報：資格要件に国保、社会保険、後期高齢医療保険等の保険加入がある為、必要。 ・障害者福祉関係情報：(高齢)重度障害者医療費助成の資格要件に障害等級がある為、必要。その他、償還払い時に、他公費の資格の有無を把握する必要がある為、必要。 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護非受給が資格要件である為、必要。 ・介護・高齢者福祉関係情報：高齢期移行者医療助成の資格要件に要介護度がある為、必要。 ・雇用・労働関係情報：失業している場合、減免措置がある為、必要。 ・災害関係情報：災害に被災した場合、減免措置がある為、必要。 ・公金受取口座情報(口座登録・連携ファイル関係情報)：償還払い時に振込先口座が必要な為。 ・戸籍関係情報：所得調査において、扶養義務者の把握が必要な為。また、ひとり親家庭等医療費助成では、ひとり親であることを確認する必要がある為。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和7年4月1日	
⑥事務担当部署	福祉局国保年金医療課、各区役所保険年金医療課、須磨区北須磨支所保険年金医療課、北区北神区役所、西区玉津支所、介護医療事務センター	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 (医療機関、支払基金) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)
③入手の時期・頻度		【本人又は本人の代理人からの入手】 ・市民の申請受付時に入手する。 【神戸市他部署からの入手】 ・住民記録システムより共通基盤システム(庁内連携システム)を介して提供される参照用住記を医療費助成システムの住記個人情報照会等のオンライン照会システムにて準リアルな頻度で参照。参照可能な時間帯は医療費助成システムのオンライン稼働時間内に限る。 【他市区町村からの入手】 ・医療費助成受給資格認定時に市外在住者又は転入者の所得を把握する為、他庁照会が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 【J-LIS(地方公共団体情報システム機構)からの入手】 ・既に医療費助成受給資格がある受給者が市外に住民記録の所得調査対象が転入者や市外在住者の場合、住民基本台帳ネットワークシステムより入手する。 【Public Medical Hub(PMH)からの入手】 ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。
④入手に係る妥当性		・医療費助成の資格認定事務を行うために入手する必要がある。 ・他市町村から転入して本市の医療費助成資格認定をした場合、認定に際して所得情報を前住所地の市区町村から、情報提供ネットワークシステムを通じ入手する必要がある。 ・その他、保険者情報等を認定に際して情報提供ネットワークシステムを通じ入手する必要がある。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。
⑤本人への明示		・本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手する。 ・情報提供ネットワークを通じて情報を入手する事項については、番号法第19条第9号において明示されている。
⑥使用目的 ※		・本人確認事務の効率化。 ・医療費助成受給資格認定に関わる所得要件について、必要に応じ、他市町村に所得照会する為。 ・その他、保険者情報等が医療費助成事務に必要なため。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	福祉局国保年金医療課、各区役所保険年金医療課、須磨区北須磨支所保険年金医療課、北区北神区役所、西区玉津支所、介護医療事務センター
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満

		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・本人確認事務 医療費助成受給申請時にマイナンバーカード、又は通知カードを提示してもらい、本人確認を実施する。 ・他市町村等への所得照会 医療費助成受給資格認定に関わる所得要件について、扶養義務者等の所得調査対象者の所得を他市町村へ照会する必要がある場合、情報提供ネットワークシステムを通じ、所得情報を入手する。その他、保険者情報等を医療費助成受給資格認定の為に入手する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic MedicalHub (PMH)に伝送する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。	
	情報の突合 ※	・個人番号検索にて住記照会を行い、マイナンバーカードと突合する。 ・他市町村より所得情報を入手する為、情報提供ネットワークを介して、符号による突合を行う。 ・その他、保険者情報等を入手するため、情報提供ネットワークを介して、目視による突合を行う。	
	情報の統計分析 ※	＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	医療費助成受給資格認定に関わる所得要件等による資格認定と却下の決定、及び所得区分に応じた一部負担金の決定。	
⑨使用開始日		令和7年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

委託事項2～5		
委託事項2		Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	受給者本人:神戸市内に住民登録をしている市民、住民登録はないが特例として受給資格が認められる者。
	その妥当性	Public Medical Hub(PMH)は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		国(デジタル庁)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・Public Medical Hub(PMH)の運用保守 ・PMHキーの採番 ・PMHキーを介した医療機関システム・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	＜神戸市における措置＞ 本市管理区域内の、施錠装置・監視装置のあるセキュリティ区画内サーバに保管する。 サーバへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 981 786 1126" rowspan="2">期間</td> <td data-bbox="786 981 1519 1126"> ＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1126 786 1554">その妥当性</td> <td data-bbox="786 1126 1519 1554"> ＜業務における措置＞ ・受給者からの資格情報の照会に対応するため、医療費助成システムにおいて保有する医療費助成ファイルは、当分の間保管する必要がある、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行なわない運用としている。 ＜業務間連携システム・統合宛名管理システムにおける措置＞ ・統合宛名管理システム・業務間連携システムに保管してある業務情報の副本は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの運用として消去することはない。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 </td> </tr> </table>	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない			その妥当性
期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>		1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない				
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年														
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上														
10) 定められていない																
その妥当性	＜業務における措置＞ ・受給者からの資格情報の照会に対応するため、医療費助成システムにおいて保有する医療費助成ファイルは、当分の間保管する必要がある、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行なわない運用としている。 ＜業務間連携システム・統合宛名管理システムにおける措置＞ ・統合宛名管理システム・業務間連携システムに保管してある業務情報の副本は、統合宛名管理システム・業務間連携システムの運用として消去することはない。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。															

③消去方法	ディスク交換やハード更改等の際は、サーバ機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民情報（個人番号あり）		住民情報（個人番号あり）（続き）	
No.	項目名	No.	項目名
1	市区町村コード	51	住所_都道府県
2	宛名番号	52	住所_市区郡町村名
3	個人履歴番号	53	住所_町字
4	個人履歴番号_枝番号	54	住所_番地号表記
5	最新フラグ	55	住所_番地枝番数値
6	世帯番号	56	住所_方書コード
7	住民種別	57	住所_方書
8	住民状態	58	住所_方書_フリガナ
9	個人番号	59	住所_郵便番号
10	異動年月日	60	住民となった年月日
11	異動年月日_不詳フラグ	61	住民となった年月日_不詳フラグ
12	異動年月日_不詳表記	62	住民となった年月日_不詳表記
13	異動届出年月日	63	住民となった届出年月日
14	異動事由	64	住民となった届出年月日_不詳フラグ
15	異動区分	65	住民となった届出年月日_不詳表記
16	申出日	66	転入前住所_市区町村コード
17	戸籍届出・通知日	67	転入前住所_町字コード
18	記載等の種別	68	転入前住所_都道府県
19	氏名	69	転入前住所_市区郡町村名
20	氏_日本人	70	転入前住所_町字
21	名_日本人	71	転入前住所_番地号表記
22	氏名_外国人ローマ字	72	転入前住所_方書
23	氏名_外国人漢字	73	転入前住所_郵便番号
24	氏名_振り仮名（フリガナ）	74	転入前住所_国名コード
25	氏_日本人_振り仮名	75	転入前住所_国名等
26	名_日本人_振り仮名	76	転入前住所_国外住所
27	氏名_振り仮名公証・フリガナ確認状況	77	転入前住所_世帯主氏名
28	請求日	78	最終登録住所_市区町村コード
29	旧氏	79	最終登録住所_町字コード
30	旧氏_フリガナ	80	最終登録住所_都道府県
31	旧氏_フリガナ確認状況	81	最終登録住所_市区郡町村名
32	通称	82	最終登録住所_町字
33	通称_フリガナ	83	最終登録住所_番地号表記
34	通称_フリガナ確認状況	84	最終登録住所_方書
35	氏名優先区分	85	最終登録住所_郵便番号
36	性別	86	住所を定めた年月日
37	性別表記	87	住所を定めた年月日_不詳フラグ
38	生年月日_元号	88	住所を定めた年月日_不詳表記
39	生年月日	89	転居前住所_市区町村コード
40	生年月日_不詳フラグ	90	転居前住所_町字コード
41	生年月日_不詳表記	91	転居前住所_都道府県
42	続柄コード1	92	転居前住所_市区郡町村名
43	続柄コード2	93	転居前住所_町字
44	続柄コード3	94	転居前住所_番地号表記
45	続柄コード4	95	転居前住所_方書コード
46	続柄表記	96	転居前住所_方書
47	世帯主氏名	97	転居前住所_方書_フリガナ
48	住所_市区町村コード	98	転居前住所_郵便番号
49	住所_町字コード	99	本籍
50	指定都市_行政区等コード	100	本籍_都道府県

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民情報（個人番号あり）（続き）	
No.	項目名
101	本籍 市区郡町村名
102	本籍 町字
103	本籍 地番号または、街区符号
104	本籍 市区町村コード
105	本籍 町字コード
106	戸籍 筆頭者
107	戸籍 筆頭者 氏
108	戸籍 筆頭者 名
109	消除の事由
110	転出届出年月日
111	転出予定年月日
112	消除の届出年月日
113	消除の異動年月日 不詳フラグ
114	消除の異動年月日
115	消除の異動年月日 不詳表記
116	転入通知年月日
117	転出年月日（確定）
118	転出先住所（予定） 市区町村コード
119	転出先住所（予定） 町字コード
120	転出先住所（予定） 都道府県
121	転出先住所（予定） 市区郡町村名
122	転出先住所（予定） 町字
123	転出先住所（予定） 番地号表記
124	転出先住所（予定） 方書
125	転出先住所（予定） 国名コード
126	転出先住所（予定） 国名等
127	転出先住所（予定） 国外住所
128	転出先住所（予定） 郵便番号
129	転出先住所（確定） 市区町村コード
130	転出先住所（確定） 町字コード
131	転出先住所（確定） 都道府県
132	転出先住所（確定） 市区郡町村名
133	転出先住所（確定） 町字
134	転出先住所（確定） 番地号表記
135	転出先住所（確定） 方書
136	転出先住所（確定） 郵便番号
137	外国人住民となった年月日
138	外国人住民となった年月日 不詳フラグ
139	外国人住民となった年月日 不詳表記
140	在留カード等番号
141	在留カード等番号区分
142	国籍等 国名コード
143	国籍名等
144	第30条45規定区分
145	住居地の届出の有無
146	在留資格等コード
147	在留期間等コード 年
148	在留期間等コード 月
149	在留期間等コード 日
150	在留期間の満了の日

住民情報（個人番号あり）（続き）	
No.	項目名
151	処理年月日
152	地区管理コード1
153	地区管理コード2
154	地区管理コード3
155	地区管理コード4
156	地区管理コード5
157	地区管理コード6
158	地区管理コード7
159	地区管理コード8
160	地区管理コード英数
161	地区管理コード10
162	記載順位
163	法第30条46又は47区分
164	削除フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

マイナンバー取込テーブル

No.	項目名
1	所得年度
2	区コード
3	受給者番号
4	受給者番号C/D
5	医療区分
6	対象者区分
7	制度個人番号_マイナ
8	個人番号
9	異動年月日
10	開始年月日
11	終了年月日
12	他都市税情報照会フラグ
13	他都市税情報照会年月日
14	受信年月日(西)
15	健康保険情報照会フラグ
16	健康保険情報照会年月日
17	公金受取口座情報照会フラグ
18	公金受取口座情報照会年月日
19	照会先機関コード
20	照会先都道府県
21	照会先市区町村
22	税照会機関コード
23	税照会都道府県
24	税照会市区町村

所得金額ワークテーブル

No.	項目名
1	業務宛名番号
2	個人住民税情報
3	課税年度
4	総所得金額等
5	合計所得金額
6	合計所得金額情報
7	総所得金額
8	総所得金額情報
9	給与所得額
10	給与所得額情報
11	給与収入額
12	給与専従者収入額
13	特定支出の額
14	所得金額調整控除額
15	雑所得額(総合)
16	雑所得額(総合)情報
17	公的年金等所得額
18	公的年金等収入額
19	公的年金等以外雑所得額(総合課税)
20	事業所得額
21	事業所得額情報
22	営業等所得額
23	農業所得額

所得金額ワークテーブル

No.	項目名
24	特例肉用牛所得額
25	不動産所得額
26	利子所得額(総合)
27	配当所得額(総合)
28	譲渡所得額(総合)
29	譲渡所得額(総合)情報
30	長期譲渡所得額(特別控除前)
31	特別控除額(長期譲渡所得)
32	短期譲渡所得額(特別控除前)
33	特別控除額(短期譲渡所得)
34	一時所得額(総合)
35	山林所得額
36	退職所得額(総合)
37	譲渡所得額(申告分離)
38	譲渡所得額(申告分離)情報
39	長期譲渡所得額(特別控除前)
40	特別控除額(長期譲渡所得)
41	長期一般所得額(特別控除前)
42	特別控除額(長期一般所得)
43	長期特定所得額
44	長期軽減所得額(特別控除前)
45	特別控除額(長期軽減所得)
46	短期譲渡所得額(特別控除前)
47	特別控除額(短期譲渡所得)
48	短期一般所得額(特別控除前)
49	特別控除額(短期一般所得)
50	短期軽減所得額(特別控除前)
51	特別控除額(短期軽減所得)
52	株式等譲渡所得額(申告分離)
53	株式等譲渡所得額(申告分離)情報
54	一般株式等譲渡所得額
55	上場株式等譲渡所得額
56	上場株式等配当等所得額(申告分離)
57	先物取引雑所得額(申告分離)
58	条約適用利子等の額
59	条約適用配当等の額
60	特例適用利子等の額
61	特例適用配当等の額
62	繰越控除額
63	繰越控除額情報
64	純損失繰越控除額
65	居住用財産譲渡損失繰越控除額
66	特定居住用財産譲渡損失繰越控除額
67	上場株式等譲渡損失繰越控除額
68	特定株式等譲渡損失繰越控除額
69	先物取引差金等決済損失繰越控除額
70	雑損失繰越控除額
71	雑損控除額
72	医療費控除額
73	小規模共済等掛金控除額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

所得金額ワークテーブル (続き)

No.	項目名
74	社会保険料控除額
75	生命保険料控除額
76	地震保険料控除額
77	配偶者特別控除額
78	配偶者控除等
79	扶養控除
80	扶養控除情報
81	一般
82	特定
83	老人
84	同老
85	1 6 歳未満扶養者数
86	障害者控除
87	障害者控除情報
88	普障
89	特障
90	同特
91	本人該当区分
92	同一生計配偶者
93	控除対象障害者
94	控除対象寡婦・ひとり親
95	控除対象勤労学生
96	扶養控除対象
97	1 6 歳未満扶養親族
98	専従者控除額
99	所得控除合計額
100	課税所得額 (課税標準額)
101	市町村民税 税額控除前所得割額
102	市町村民税 調整控除額
103	市町村民税 調整額
104	市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額
105	市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】
106	市町村民税 寄附金税額控除額
107	市町村民税 寄附金税額控除額【税源移譲前】
108	市町村民税 外国税控除額
109	市町村民税 配当控除額
110	市町村民税 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
111	市町村民税所得割額
112	市町村民税所得割額【税源移譲前】
113	市町村民税均等割額
114	都道府県民税所得割額
115	都道府県民税均等割額
116	居住用損失額
117	市町村民税所得割額 (減免前)
118	市町村民税均等割額 (減免前)
119	減免税額
120	所得税確定申告書の提出の有無
121	住民税申告書の提出の有無
122	住民登録外課税の有無
123	住民登録外課税者の課税地市区町村コード

所得金額ワークテーブル (続き)

No.	項目名
124	市町村民税 定額減税額
125	市町村民税所得割額 (定額減税前)
126	市町村民税所得割額【税源移譲前】 (定額減税前)
127	都道府県民税 定額減税額
128	都道府県民税所得割額 (定額減税前)
129	特定個人情報項目名コード128
130	特定個人情報項目名コード129
131	特定個人情報項目名コード130

福祉医療テーブル

No.	項目名
1	会計年度
2	区
3	受給者番号
4	受給者番号 C / D
5	住記個人番号
6	検索用カナ氏名
7	世帯番号
8	医療区分
9	異動理由
10	性別
11	生年月日
12	電話番号
13	電話方書
14	カナ氏名
15	転入者コード
16	氏名区分
17	住所コード
18	旧区
19	障害コード
20	移行元受給者番号
21	資格取得日
22	資格喪失日
23	異動年月日
24	障害コード2
25	精神手帳交付日
26	高齢切替日
27	パッチ用医療区分
28	負担率・前年度・3 月
29	負担率・前年度・4 月
30	負担率・前年度・5 月
31	負担率・前年度・6 月
32	負担率・前年度・7 月
33	負担率・前年度・8 月
34	負担率・前年度・9 月
35	負担率・前年度・1 0 月
36	負担率・前年度・1 1 月
37	負担率・前年度・1 2 月
38	負担率・前年度・1 月
39	負担率・前年度・2 月

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

福祉医療テーブル (続き)

No.	項目名
40	負担率・今年度・3月
41	負担率・今年度・4月
42	負担率・今年度・5月
43	負担率・今年度・6月
44	負担率・今年度・7月
45	負担率・今年度・8月
46	負担率・今年度・9月
47	負担率・今年度・10月
48	負担率・今年度・11月
49	負担率・今年度・12月
50	負担率・今年度・1月
51	負担率・今年度・2月
52	県市区分・前年度・3月
53	県市区分・前年度・4月
54	県市区分・前年度・5月
55	県市区分・前年度・6月
56	県市区分・前年度・7月
57	県市区分・前年度・8月
58	県市区分・前年度・9月
59	県市区分・前年度・10月
60	県市区分・前年度・11月
61	県市区分・前年度・12月
62	県市区分・前年度・1月
63	県市区分・前年度・2月
64	県市区分・今年度・3月
65	県市区分・今年度・4月
66	県市区分・今年度・5月
67	県市区分・今年度・6月
68	県市区分・今年度・7月
69	県市区分・今年度・8月
70	県市区分・今年度・9月
71	県市区分・今年度・10月
72	県市区分・今年度・11月
73	県市区分・今年度・12月
74	県市区分・今年度・1月
75	県市区分・今年度・2月
76	所得判定区分(世帯)
77	所得判定区分(個人)
78	居住地特例コード
79	前年度所得制限コード
80	今年度所得制限コード
81	生保受給
82	保険者番号
83	被保険者番号
84	本人判定時所得金額
85	母子世帯番号
86	親子コード
87	原因コード
88	配偶者・住記個人番号
89	配偶者・転入者コード

福祉医療テーブル (続き)

No.	項目名
90	配偶者・氏名区分
91	配偶者・社保本人コード
92	配偶者・判定時所得金額
93	扶養者・住記個人番号
94	扶養者・転入者コード
95	扶養者・氏名区分
96	扶養者・判定時所得金額
97	養育者・住記個人番号
98	養育者・転入者コード
99	養育者・氏名区分
100	養育者・判定時所得金額
101	口座有無フラグ
102	送付先有無フラグ
103	特記事項有無フラグ
104	資格状態コード
105	要介護開始日
106	異動理由(ワーク用)
107	届出年月日
108	要介護度コード
109	介護住所地特例フラグ
110	児扶手有無フラグ
111	身障障害種別
112	身障手帳交付日
113	知的障害判定日
114	在学証明
115	扶養者続柄
116	負担率来年度3月
117	国県市区分来年度3月
118	要介護終了日
119	旧年度情報・本人判定時所得金額
120	旧年度情報・配偶者住記個人番号
121	旧年度情報・配偶者転入者コード
122	旧年度情報・配偶者氏名区分
123	旧年度情報・配偶者・社保本人コード
124	旧年度情報・配偶者・判定時所得金額
125	旧年度情報・扶養者住記個人番号
126	旧年度情報・扶養者転入者コード
127	旧年度情報・扶養者氏名区分
128	旧年度情報・扶養者・判定時所得金額
129	旧年度情報・養育者住記個人番号
130	旧年度情報・養育者転入者コード
131	旧年度情報・養育者氏名区分
132	旧年度情報・養育者・判定時所得金額
133	旧年度扶養者続柄
134	高障資格フラグ
135	精手期限年月
136	負担率変更フラグ
137	国県市変更フラグ
138	オンライン仕分コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

所得情報テーブル

No.	項目名
1	税年度
2	住記個人番号
3	区
4	受給者番号
5	
6	医療区分
7	税宛名番号
8	税選択フラグ
9	税リカーシのみフラグ
10	対象者区分（オンライン）
11	老人所得判定区分(個人)
12	老人所得把握コード
13	老人判定事由(個人)
14	資格判定用所得把握コード
15	（年金収入＋所得）該当区分
16	非課税コード
17	非免減コード
18	総所得
19	雑繰越損失
20	合計所得
21	農業
22	給与収入
23	給与所得
24	年金収入
25	年金所得
26	長期軽減所得
27	長期特定所得
28	長期一般所得
29	長期居住所得
30	短期軽減所得
31	短期一般所得
32	長期軽減特控
33	長期特定特控
34	長期一般特控
35	長期居住特控
36	短期軽減特控
37	短期一般特控
38	長期譲渡控除前
39	長期譲渡控除額
40	長期譲渡控除後
41	短期譲渡控除前
42	短期譲渡控除額
43	短期譲渡控除後
44	土地事業雑一般
45	山林
46	退職所得
47	株式譲渡
48	商品先物取引
49	株式商品先物
50	課税総所得

所得情報テーブル（続き）

No.	項目名
51	課税短期譲渡
52	課税長期譲渡
53	課税土地事業雑
54	課税山林
55	課税株式譲渡
56	課税標準額計
57	市民税計
58	県民税計
59	市県民税計
60	免税所得
61	養育費
62	定額控除
63	本人障害
64	特別障害
65	普通障害
66	老寡学
67	控対配
68	老配
69	老人扶養
70	その他扶養
71	特定扶養
72	三公費所得判定区分(個人)
73	三公費所得把握コード
74	雑損失
75	医療費
76	小規模企業共済
77	配偶者特別控除
78	社会保険料
79	所得控除計
80	課税条約適用利子
81	課税条約適用配当
82	市民税所得割
83	異動コード
84	通算後合計所得額
85	純繰越損失
86	控除外配当
87	分離所得／条約適用利子
88	分離所得／条約適用配当
89	分離繰越損失
90	株式繰越損失
91	先物繰越損失
92	通算可分離所得
93	市民税均等割額
94	市民税減免額
95	市民税特例控除
96	市民税ふるさと控除額
97	市民税寄附金控除額
98	算出判定用所得割（調整控除前）
99	算出（年金収入＋所得）
100	算出判定用所得割（調整控除後）

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

所得情報テーブル (続き)

No.	項目名
101	算出控除対象外税額
102	算出総所得
103	算出土地事業
104	算出山林所得
105	算出株式・先物・条約適用
106	算出退職所得
107	算出長短譲渡控除後
108	算出長短特別控除額
109	算出長短譲渡控除前
110	算出先物取引・条約適用
111	株式譲渡 (元項目)
112	上場株式譲渡 (元項目)
113	商品先物取引 (元項目)
114	入力区分
115	分離配当所得 (元項目)
116	仮徴収税額 (元項目)
117	年少扶養
118	旧特定扶養
119	老人所得判定区分(個人) 区分入力
120	老人所得把握コード区分入力
121	三公費所得判定区分(個人) 区分入力
122	三公費所得把握コード区分入力
123	みなし寡婦コード
124	公共用地取得等控除
125	所得金額調整控除・給与収入分
126	所得金額調整控除・公的年金分
127	所得金額調整控除・給与収入分特徴
128	総合課税所得 3・その他雑所得
129	総合課税所得 3・業務雑所得
130	マイナンバー制度関連 2・特定支出の額

加入保険テーブル

No.	項目名
1	区コード
2	受給者番号
3	受給者番号C/D
4	資格取得日
5	資格取得日－和暦ショート
6	被保険者カナ氏名
7	被保険者漢字氏名
8	続柄
9	生年月日
10	生年月日－和暦ショート
11	郵便番号
12	都道府県漢字
13	市区町村漢字
14	大字・町通漢字
15	字・丁目漢字
16	地番漢字
17	方書漢字
18	被保険者住所
19	記号
20	記号漢字
21	被保険者番号
22	優先保険者番号
23	保険者番号
24	保険者名漢字1
25	保険者名漢字2
26	資格喪失日
27	資格喪失日－和暦ショート
28	交付年月日
29	交付年月日－和暦ショート
30	処理年月日
31	処理年月日－和暦ショート
32	後期高齢保険者番号
33	後期高齢保険者番号－上4桁
34	後期高齢被保険者番号
35	算出資格喪失日
36	後期高齢加入有無
37	公費負担者番号 (6 : 3)
38	マイナ情報取込フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

受給者証発行履歴テーブル

No.	項目名
1	区
2	受給者番号
3	受給者番号(C/D)
4	医療区分
5	証種別
6	証発行年月日
7	証発行時刻
8	連番
9	住記個人番号
10	負担者番号
11	受給者カナ氏名
12	受給者漢字氏名
13	性別
14	生年月日
15	世帯番号
16	交付年月日
17	交付理由
18	交付区分
19	所得判定区分
20	発行区分
21	発効年月日
22	有効期間（開始）
23	有効期間（終了）
24	回収年月日
25	一部負担金（外来）
26	一部負担金（入院）
27	備考
28	県市区分
29	災害失業区分
30	免除認定区分
31	証・通知書区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目＞

(1) 対象者情報

- ・個人番号
- ・PMHキー
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード 自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2) ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3) 医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号
- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間
- ・強制失効日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
医療費助成制度関連情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・市民の申請時に、本人確認書類による本人確認、申請内容の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することの無いよう、職員に周知徹底している。 ・対象者を検索して医療費受給資格情報を入力する画面においては、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報を、共通基盤を介して住民記録システムから提供される参照用住記より表示する機能によって、誤った対象者に紐付けするリスクを軽減している。 ・マイナンバーカード提示による個人番号検索においては、特定のシステム権限をもった職員しか操作不可としており、対象者以外の情報を入手するリスクを軽減している。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic MedicalHub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書の様式に従い、市民からの申請内容以外の情報を入手しないよう、職員に周知徹底している。 ・参照用住記より情報を表示する住記系照会画面からは、必要最低限の情報しか表示しない仕組みとなっている。 ・システムに入力可能な項目は医療費助成受給要件で必要な項目のみに限定されており、それ以外の不必要な情報を入力できない仕組みとなっている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・市民の申請内容に基づいた目的以外で入手することがないよう、職員に周知徹底している。 ・特定のシステム権限を持った職員しか特定個人情報を取扱えない仕組みとすることで、不適切な方法で入手するリスクを軽減している。 ・クライアント管理システムの導入により、職員が不適切な方法で入手を行わないよう、システム管理者が監視可能としている。 ・特定個人情報へのアクセスログを監視し、不審なアクセスがないか定期的に確認する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
	・窓口において、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求め、本人確認を行う。 ・代理人による申請の場合は、代理人本人である旨、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求	

入手の際の本人確認の措置の内容	め、代理人本人確認を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・マイナンバーカード等の本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・住民記録システムより共通基盤システム(庁内連携システム)を介して提供される参照用住記を医療費助成システムの住記個人情報照会等のオンライン照会システムで表示される住所、氏名、生年月日をマイナンバーカードと照合することが可能である。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システムより共通基盤システム(庁内連携システム)を介して提供される参照用住記を医療費助成システムの住記個人情報照会等のオンライン照会システムで表示される住所、氏名、生年月日をマイナンバーカード等の本人確認書類と照合することが可能である。また申請者が代理人である場合、世帯情報照会機能により代理人が申請者本人の扶養義務者である等の関係者であることも照合可能である。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・申請書は使用後に鍵付の保管庫や書庫に保管し、漏えいや紛失等を防止する。 ・医療費助成システムは、特定個人情報の送受信については、外部と直接接続は行わない。 ・医療費助成システムは、ICカードとパスワードによる個人認証を実施している。 ・特定のシステム権限をもった職員しか個人番号による検索が行えないようにしている。 ・個人番号による検索機能を有する画面はハードコピー印刷を不可としている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・画面のロック機能等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時には端末のロック等を行うことが情報セキュリティポリシーに規定されており、定期的に研修等を行い、周知している。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	＜統合宛名管理システムにおける措置＞ 統合宛名管理システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、統合宛名管理システムから情報を入手する際には、統合宛名管理システムが事務と情報項目の対応付けに従い情報を渡すことで、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けはできない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	全ての他システムからは直接アクセスできないよう、物理的且つシステムの的に制限している。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。	
その他の措置の内容	・定められた特定の端末しかデータを持ち出せないようにし、データが目的外で使用されるリスクを軽減している。 ・クライアント管理システムの導入により、外部媒体の接続を監視し、データを許可なく持ち出せないようにしている。 ・データが不正に参照された疑いがある場合、アクセスログにてそのデータを参照した職員を特定可能であることを職員に周知している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、職員証等の操作者個別のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。 ・パスワードの前回の更新から一定期間経過後に、システムが自動的にパスワード変更を求め、変更しなければ使用できない仕組みとしている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・システム管理者は、システム利用者の退職や異動を把握し、当該IDの失効を速やかに行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法 ・システム管理者は、職員毎に業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・アクセス権限の異動が生じた場合、システム管理者は速やかに変更手続きを行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法 ・ユーザID、操作日時、処理名などのアクセスログを記録する。 ・必要に応じてアクセスログを解析し、不適切なアクセスがないか確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、一定期間保存する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・所属長を情報管理の責任者とする管理体制のもと事務を行っている。 ・クライアント管理システムの導入により、外部媒体の接続を監視し、データを許可なく持ち出せないようにしている。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止について周知する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市区町村は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・医療費助成システム内でのみ使用可能であり、操作者端末には、ファイルの保存やコピーができないように制限をかけている。また、USBメモリやDVD等の外部記録媒体には特定端末を除き、アクセスできないように制限をかけている。 ・ICカードとパスワードによる個人認証により医療費助成システム操作者以外が医療費助成システムを扱えないようにしている。 ・特定のシステム権限をもった職員しか個人番号による検索が行えないようにしている。 ・個人番号による検索機能を有する画面はハードコピー印刷を不可としている。 ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市区町村の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。
	[十分である] <選択肢>

リスクへの対策は十分か	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・画面のロック機能等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時には端末のロック等を行うことが情報セキュリティポリシーに規定されており、定期的に研修等を行い、周知している。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

- ・可能な限りISO27001またはプライバシーマークの取得を委託先選定の条件とする。また、委託契約約款に基づき、情報保護管理体制について報告を求めている。
- ・神戸市情報セキュリティポリシーにて委託に関するルールが定められており、委託契約約款に当該ポリシーの遵守が明記されている。
- ・委託契約約款に基づき、個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置、物理的安全管理措置等について、報告を求めている。

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞
本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。

特定個人情報ファイルの閲覧
者・更新者の制限

[制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

- ・あらかじめ作業者の名簿及び個人情報保護に関する誓約書を提出させ、当市が確認していないものが従事することのないようにしている。
- ・上記確認した従事者毎に設定されたユーザIDとパスワードによる認証を行っている。

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞

- ・本市区町村がアクセス権限の管理状況を確認できる。
- ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。
- ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。
- ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。

※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先（PMHキー採番や運用保守）のみに付与される。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

- ・操作日時、操作者、操作対象者のログを記録している。

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞
・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。
※再委託先（PMHキー採番や運用保守）に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。

特定個人情報の提供ルール

[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---	-------	---	-------------------	-----------

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

- ・当市の委託契約約款により、書面による承認を得ない第三者への提供は禁止している。
- ・上記に加えて、医療費助成制度関連情報ファイルは、システム内での使用に限定しており、委託業務において、特定個人情報を含む当該ファイルをシステム外に出力し委託先や他者へ提供することは、認めていない。
- ・委託契約上の調査条項に基づき、当該ファイルの取扱状況について把握する必要がある場合、報告を求め、検査を行う。

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞

- ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。
- ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。

- ・当市の委託契約約款により、書面による承認を得ない第三者への提供は禁止している。
- ・上記に加えて、医療費助成制度関連情報ファイルは、システム内での使用に限定しており、委託業務において、特定個人情報を含む当該ファイルをシステム外に出力し委託先や他者へ提供することは、認

	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	めていない。 ・委託契約上の調査条項に基づき、当該ファイルの取扱状況について把握する必要がある場合、報告を求め、検査を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託業務において、業務場所を当市管理物件内に限っており、その場合において、医療費助成制度関連情報ファイルは、システム内での使用に限定しているため、消去の必要性はない。 ・委託契約に神戸市セキュリティポリシーの順守を明記しており、「データ等の廃棄」についてもこの内容を遵守することを前提にしている。(書面による消去証明書の提出) <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、本市区町村は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	契約書上に下記の条項を規定している。 ・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 ・在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。 ・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。 ・委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・貸与された文書等を書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。 ・委託業務を処理するに当たって取扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは報告を求め、その検査をすることができる。 ・委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止・特定個人情報ファイルの閲覧者 ・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
		<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置>

	具体的な方法	・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、必要であると認めるときには、デジタル庁に報告を求めることができる。
	その他の措置の内容	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞		

リスクに対する措置の内容	①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機密情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<神戸市における措置> ・サーバは、本市管理区域内の、施錠装置・監視装置のあるセキュリティ区画内に設置している。 ・バックアップ媒体は、耐震・耐火機能を満たした区画に設置した保管庫に保管するほか、遠隔地での保管も実施している。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、CVCF及び自家発電装置で対応している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 ・サーバを格納しているラックには、耐震補強を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
		<神戸市における措置> ・サーバ及び端末にウイルス等対策ソフトウェアを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 ・端末では、外部記憶媒体を使用できない設定にしている。また、サーバにおいて外部記憶媒体を使用する際は、ウイルスチェックを行っている。・端末はICカード及びパスワードによりユーザ認証を行っている。 ・端末で表示させた情報は、一時記憶領域を含め、端末内には保存されない仕組みを構築している。 ・システムからはインターネットへの接続を行っていない。・ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 ・不正なアクセスがないか、定期的に通信ログを確認している。・OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。	

	具体的な対策の内容	②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ハターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH) との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH) との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	1.令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 2.令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 3.令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 4.令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 5.令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 6.令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。 7.令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。 8.令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。 9.令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼い犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。 10.令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 11.令和5年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気づき、紛失した。 12.令和5年7月に、地域での会議に参加した後、会議で使用した世帯状況一覧を鞆の中に片付けたが、次の訪問先で鞆から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。 13.令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があった。 14.令和5年9月に、レセプト返戻のため保留にしていた申請書類を紛失した。 15.令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。 1.当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取扱いについ

	再発防止策の内容	1. 是正勧告を行った。 2. 退職時の手続きについて徹底・確認する 3. ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める 4. 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 5. 個人情報の重要性や取扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 6. 当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った 7. 送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う 8. 当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する 9. 令和 4 年春から導入している e KOBE による電子届出への誘導を強化 する 10. 複数にメールを一齐送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底 11. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な 書類の管理を再度徹底 12. 個人情報に記載された文書の所外持ち出し禁止の 再度徹底 13. 郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底 14. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底 15. 相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区別すること の徹底	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様の安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・受給者、及び所得調査対象者の情報は、住民記録システムとの連携処理を定期的実施することにより、保存する本人情報が最新かを確認することにより担保する。 ・所得情報は、課税システムとの連携処理を定期的実施することにより、保存する賦課情報が最新であるか確認することにより担保する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとしている。 ・機器更新等でデータベースを消去する場合は、専用ソフトによるフォーマットを行う。 ・磁気ディスクの廃棄が必要となる場合は、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置＞ ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<神戸市における措置> ・年に1回、当該システムの保守・運用を所管する業務所管部署及び同システムを利用・運用する担当部署において実施している情報セキュリティ自己点検に加え、担当部署において評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<神戸市における措置> ・年に1回、業務所管部署が担当部署に対して評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、内部監査を実施して確認する。 ・現在実施されている外部監査に、「評価書の記載内容どおりの運用が行われているか」等の項目を追加の上、定期的実施して確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<神戸市における措置> ・年に1回、全職員を対象に階層別実施している情報セキュリティ研修及び新規採用職員を対象に実施している個人情報保護に関する研修に、特定個人情報の保護に係る内容を追加して実施する。 ・年に1回、人事異動後に業務所管部署が実施している、業務及びシステムに携わる職員を対象とした研修に、特定個人情報の保護に係る内容を追加して実施する。 ・研修の受講履歴を保管する。 ・委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	
3. その他のリスク対策		
情報資産の漏えい、破壊、改ざん等の脅威に対して、当市における神戸市情報セキュリティポリシーにて、対策を徹底している。		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>		

・中間サーハー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務事務における追加措置>

情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神戸市 地域協働局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
②請求方法	請求者ご本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を上記請求先へ持参のうえ、個人情報開示請求書を提出する。
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	医療費助成制度関連情報ファイル
公表場所	神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市 地域協働局 市民情報サービス課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号650-8570 神戸市 福祉局 国保年金医療課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館4階) 電話番号:078-322-5222
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	神戸市民の意見提出手続に関する条例による意見募集手続き方法に準じて実施する。 全項目評価書は、市ホームページで公開するほか、担当課、市政情報室での閲覧が可能。 意見の提出は、任意の様式により、下記の募集期間内において、郵便、ファクシミリ、電子メール、担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和8年5月1日～令和8年6月1日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	中間サーバー・プラットフォームがデータセンターに設置している旨の記載	中間サーバー・プラットフォームがクラウド上に構築されている旨の記載	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去③消去方法	中間サーバー・プラットフォームの事業者についての記載	中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者についての記載	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4	「リスクに対する措置の内容」	「リスクに対する措置の内容」 クラウドサービス事業者について追記	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6	「リスクに対する措置の内容」	「リスクに対する措置の内容」 クラウドサービス事業者について追記	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(特になし)	クラウドサービス事業者について追記	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	中間サーバー・プラットフォームがデータセンターに設置している旨の記載	中間サーバー・プラットフォームがクラウド上に構築されている旨の記載	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	中間サーバー・プラットフォームがデータセンターに設置している旨の記載	中間サーバー・プラットフォームがクラウド上に構築されている旨の記載	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月20日	IV その他のリスク対策－1. 監査 ②監査	「具体的な内容」 中間サーバー・プラットフォームについて記載	「具体的な内容」 クラウドサービス事業者について追記	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	IV その他のリスク対策－3. その他のリスク対策	中間サーバー・プラットフォームについて記載	クラウドサービス事業者について追記	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う対応
令和7年8月20日	V 開示請求、問合せ	神戸市 市長室 市民情報サービス課	神戸市 地域協働局 市民情報サービス課	事前	組織変更に伴う変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム システ ム6	届書受付管理システム	削除。連携をとりやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	I 基本情報 3. 特定個人情報 情報ファイル名3. 特定個人情報 ファイル名	(2)届書ファイル	削除。連携をとりやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	I 基本情報 3. 特定個人情報 情報ファイル名6. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 ※②法令上の根拠	※(2)届書ファイルは「情報提供ネットワー クシステムによる情報連携」は、実施しない。	削除。連携をとりやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	(別添1)事務内容(1)	住民記録システムからのView連携	FTP連携に変更	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	(別添1)事務内容(1)	届出受付管理システムとの連携	図を削除。連携をとりやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	(別添1)事務内容(1)	集約センター	正式名称である介護医療事務センターに修正	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務内容(2)	住民記録システムからの参照用住記View連携	住民情報のFTP連携に変更	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	(別添1)事務内容(2)	届出受付管理システムとの連携	図を削除。連携をとをやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	(別添1)事務内容(2)	集約センター	正式名称である介護医療事務センターに修正	事前	
	(別添1)事務内容(3)	住民記録システムからの参照用住記View連携	住民情報のFTP連携に変更	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	(別添1)事務内容(3)	届出受付管理システムとの連携	図を削除。連携をとをやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	(別添1)事務内容(3)	集約センター	正式名称である介護医療事務センターに修正	事前	
	(別添1)事務内容(4)	集約センター	正式名称である介護医療事務センターに修正	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	(2)届書ファイルに関する1.～7.	削除。連携をとをやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	住民情報(個人番号あり)	標準化後の連携レイアウトに差し替え	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	マイナンバー取込テーブル	最新版に差し替え	事前	令和7年度4月稼働
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	所得金額ワークテーブル	最新版に差し替え	事前	令和7年度4月稼働
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	届書ファイル	削除。連携をとりやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1. 特定個人情報ファイル 名(2)届書ファイル	(2)届書ファイル	削除。連携をとりやめた為。	事前	令和7年度案件とりやめ
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	集約センター	正式名称である介護医療事務センターに修正	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	集約センター	正式名称である介護医療事務センターに修正	事前	
	Ⅰ 基本情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務について記載。	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅰ 基本情報2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を記載。	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務について記載。	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	記載なし	その他・公費医療費助成システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバーを記載。	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	I 基本情報5. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	・番号法19条6号を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	(別添1)事務内容 (5)	記載なし	PMHに連携に関わる公費医療費助成事務の概要全体図を追加	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	記載なし	その他・Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を報に記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	記載なし	医療機関、支払基金を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	その他・医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータルを記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載なし	Public Medical Hub (PMH) からの入手を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における取り扱い数を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	その他・LGWAN又は閉域網回線を用いた提供を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑤委託先名の確認方法	記載なし	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	記載なし	国(デジタル庁)を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	記載なし	再委託するを記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	書面又は電磁的方法による承諾を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑨再委託事項	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目を追加	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置 の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要なない情報との紐 付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の 管理	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用の記録	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で 使用するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関 するルール内容及びルール 遵守の確認方法	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関 するルール内容及びルール 遵守の確認方法	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 その他の措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク2: 特定個人情報が古 い情報のまま保管され続ける リスク リスクに対する措置の内容	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査①自己点検	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査②監査	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓 発	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る公費医療費助成事務に関する内容を記 載	事前	令和9月1月以降、稼働予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	記載なし	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関する内容を記載	事前	令和9月1月以降、稼働予定
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	福祉医療システム	医療費助成システム	事前	名称の統一のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事前	氏名の振り仮名が記録項目として追加されたため
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	所得情報テーブル	最新版に差し替え	事前	令和7年度4月稼働